

## 第5章 避難所としての学校運営

### 第1節 学校が避難所となる場合の基本的な考え方

学校は教育施設であるが、災害が発生した場合、学校が避難所として重要な役割を果たすことになる。災害時における教職員の第一義的な役割は、児童生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所運営は市町村災害対策担当部局が主体となって行うものである。しかしながら、学校が避難所となった場合、災害応急対策が円滑に行われるよう、教職員は避難所の運営について、必要に応じて積極的に協力すべきである。

#### ○ 運営体制

運営体制を定める場合には、市町村災害対策担当部局の職員が配置されるまでの間、避難所運営に係る業務の全部又は一部について対応することを想定した体制とし、具体的な対応方策についても定めておくことが必要である。

この場合、児童生徒が在校中に学校が避難所となり、児童生徒への対応と避難者への対応とが同時に求められる場合も想定しておく必要がある。

#### ○ 初動態勢

校長をはじめ各教職員が早急に参集できず、避難所の運営を当初の計画のとおり行えない場合があっても、参集した教職員により少なくとも次のような業務を行う必要がある。

- ・ 校内にいる児童生徒の安否確認、避難誘導
- ・ 避難者の受け入れ、誘導
- ・ 救命、救急措置
- ・ 教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報確認
- ・ 避難者への情報伝達
- ・ 備蓄物資の配給

#### ○ 学校施設の使用

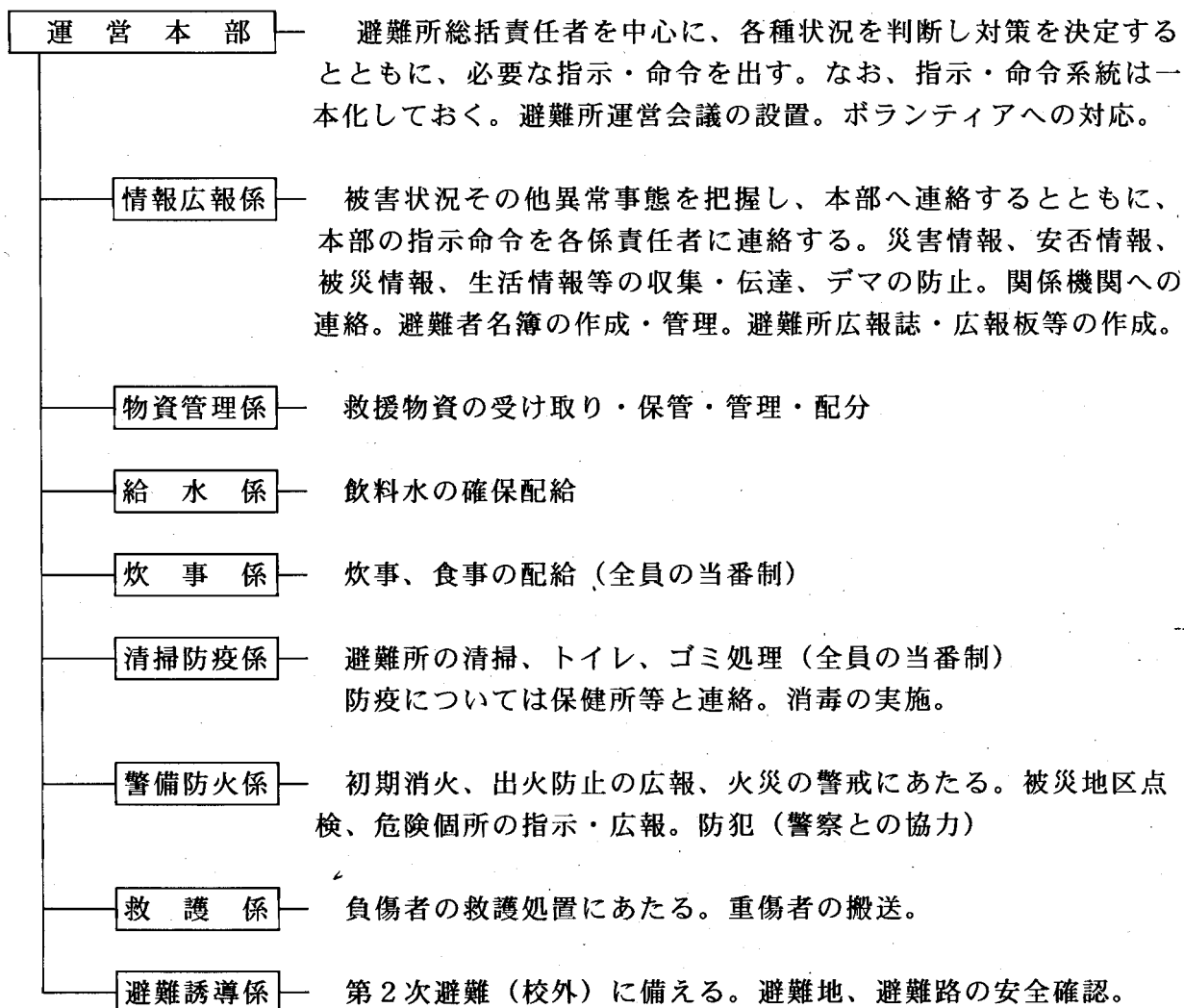
避難所となる場合の学校施設の使用は、それぞれの場所の機能を踏まえて判断する必要がある。

普通教室は、災害対策上やむを得ない場合に限り、適宜開放することとするが、学校教育活動の再開に備え、一定数は確保することが大切である。また、理科室などの特別教室は、薬品など危険物が置かれているため、原則として避難者収容のためのスペースとしては使用しないことが望ましい。

##### 【学校施設の使用例】

- ・ 主として避難者収容のために必要なスペース  
体育館、多目的スペース、普通教室
- ・ 負傷者、病人、高齢者などの看護のために必要なスペース  
保健室、和室
- ・ 避難所の管理に必要なスペース  
校長室、職員室、放送室

## 第2節 避難所の運営組織

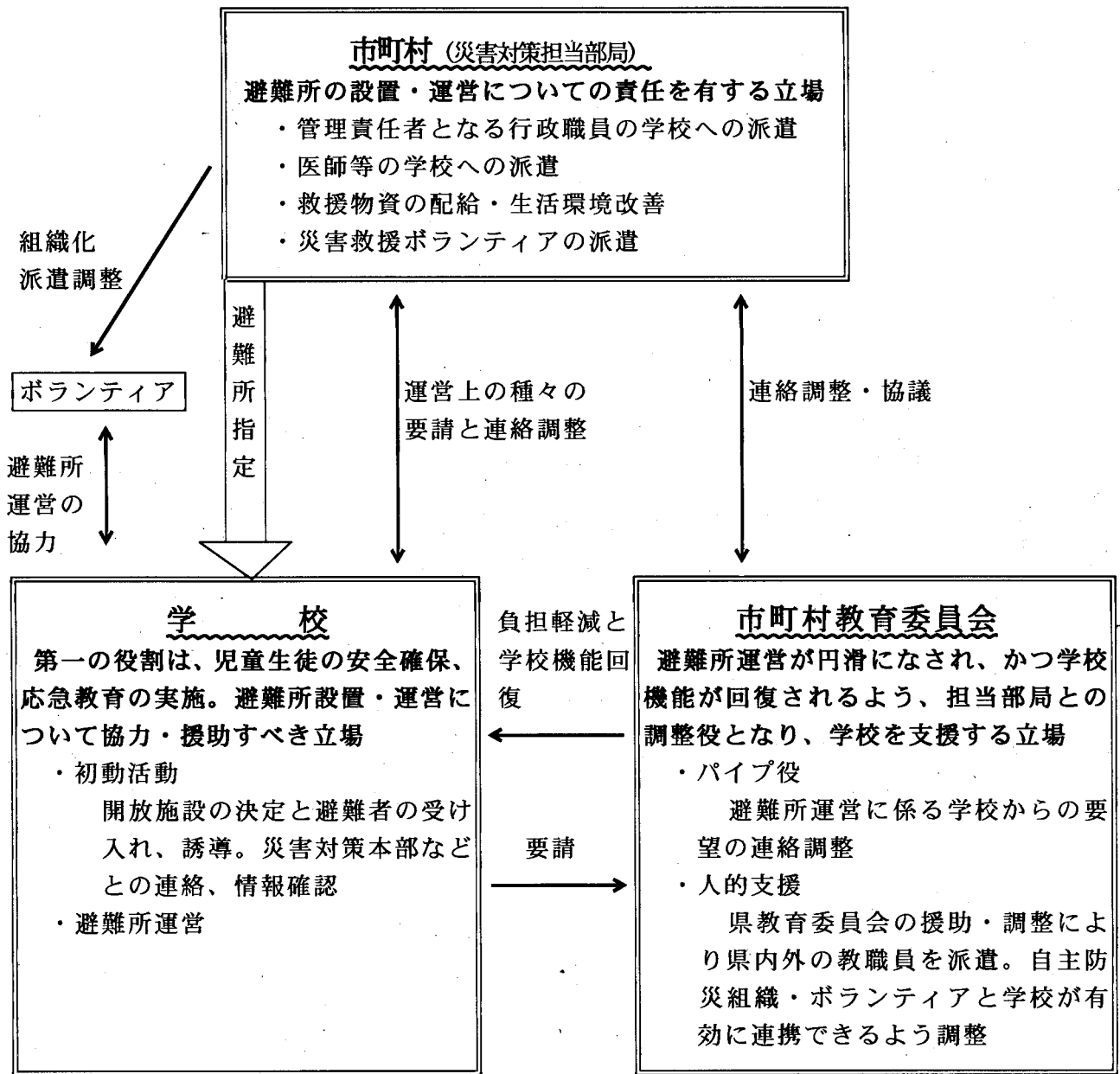


### 第3節 避難所設営に係る教職員の対応と運営の在り方

#### 1 教職員の対応

災 害 の 発 生	
学校災害対策本部設置 (避難所支援班の結成)	本部の中に避難所支援班を設置し構成人数を決定。地域の自主防災組織や市町村災害対策担当部局の職員との協力体制を確立。学校医・地域の医師会との連携。ボランティア受入準備。
施設開放区域の明示	開放できる区域、立入禁止区域の明示。緊急車両やヘリコプター発着のスペース確保。高齢者や障害者などへの優先的配慮。優先区域順に開放
避難者誘導	担当者による誘導。避難所使用のマナーと一般的注意の徹底。
救援物資の調達配給	食料・医療物資などを市町村対策本部へ要請。食事・救援物資の配給経路の把握。高齢者・障害者等や非常持出品のない家庭への配慮。配給時におけるトラブル回避。
衛生環境の整備	トイレ・ゴミ集積所の管理。食中毒や伝染病など衛生面への配慮。
避難所運営組織づくり支援	運営本部長・副本部長の依頼。班編成、班長会議についての助言。生活上の基本ルールについての助言。
ボランティアの受入	活動拠点の設置。支援班との連携。専門ボランティアにコーディネーターを依頼。
炊き出しへの協力	要請に基づき使用可能な調理室、給食室などの提供。献立への助言。
避難者の名簿づくり	可及的すみやかに名簿を作成。原則として入所時に本部で記入。
情報連絡活動	連絡用看板の設置。避難者用緊急電話の早急な設置依頼。メディアを活用した情報収集。
自主防災組織への移行	

## 2 運営の在り方



### 3 避難所運営に係る教職員の服務上の取扱い

市町村の行政対応能力を超えるような非常に大きい災害の場合、市町村の担当者だけでは全ての避難所に対応できないことが予想される。その時は、学校に開設された避難所の運営業務を、教職員が担当せざるを得ない状況となる。

このような場合、教職員の服務上の取扱いについて、①職務として取り扱う、②職専免として取り扱う、③ボランティアとして取り扱う、の3つの対応があるが、その学校に所属する教職員が避難所運営にたずさわる場合には、「職務」として取り扱うことが適当であると考えられる。

なお、「職務」として取り扱う場合、次のようなことについて確認する必要がある。

ア 避難所運営業務は市町村長の責務であり、教職員の行う業務内容について可能な限り明確にしておく必要がある。

イ 学校に開設された避難所の運営業務は、災害対策基本法や災害救助法等により市町村長が被災した住民の保護と社会の秩序を図ることを目的としており、教職員本来の職務としては困難であるが、下記により校長等の職務命令で行う「職務」として整理することが必要である。

○ 県費負担教職員の場合

市町村の管理に属する機関の職員である学校の教職員をして、市町村長の業務である避難所運営業務を「補助執行」させる。

○ 県立学校教職員の場合

市町村長からの応援要請を受けて、避難所運営業務に当該学校の教職員を従事させる。

ウ 教職員を避難所運営業務に職務として従事させる場合、教職員の手当については、行政職の職員に支給される手当てとの均衡をはかるための措置を講ずる必要がある。

## 参 考 文 献

- 学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル：文部科学省
- 鳥取県防災計画：鳥取県
- 食中毒（疑い）発生の際の対応マニュアル：鳥取県教育委員会
- 重症急性呼吸器症候群（SARS）対応行動計画：鳥取県
- 学校防災マニュアル：島根県教育委員会
- 学校における危機管理体制の確立のために：島根県教育委員会
- 危機管理マニュアル：岡山県教育委員会
- 学校防災管理マニュアル：徳島県教育委員会
- 学校の地震防災対策マニュアル：静岡県教育委員会
- 学校安全マニュアル（一般編・防災編）：山形県教育委員会